

2021年4月22日

各位

会社名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 蔵人賢樹
(コード番号 2705 JASDAQ)
問合せ先 取締役経営管理本部長 羽田正貴
(TEL 045-577-0357)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月15日開催予定の当社第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、2021年6月15日開催予定の当社第38回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、その他所要の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2021年6月15日(火)
定款変更の効力発生予定日	2021年6月15日(火)

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 第1回優先株式</p> <p>第12条の1～</p> <p>第12条の10 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会および種類株主総会</p> <p>第13条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 第1回優先株式</p> <p>第12条の1～</p> <p>第12条の10 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会および種類株主総会</p> <p>第13条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 ＜条文省略＞</p> <p>3 ＜条文省略＞</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 ＜条文省略＞</p> <p>2 ＜条文省略＞</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長および取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取</u></p>	<p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 ＜現行どおり＞</p> <p>3 ＜現行どおり＞</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 ＜現行どおり＞</p> <p>2 ＜現行どおり＞</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付役員若干名を選定</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="325 322 746 405"><u>締役相談役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="225 465 576 501">第23条 <条文省略></p> <p data-bbox="240 562 520 598">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="225 609 778 835">第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="240 896 549 931">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="225 943 778 1075">第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="225 1182 507 1218">第26条 <条文省略></p> <p data-bbox="448 1328 560 1364"><新設></p> <p data-bbox="225 1662 576 1697">第27条 <条文省略></p> <p data-bbox="240 1758 464 1794">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="225 1805 778 1888">第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p data-bbox="1043 271 1134 306">変更案</p> <p data-bbox="807 465 1190 501">第23条 <現行どおり></p> <p data-bbox="823 562 1102 598">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="807 609 1361 788">第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="823 896 1134 931">(取締役会の決議の方法)</p> <p data-bbox="807 943 1361 1122">第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="807 1182 1118 1218">第26条 <現行どおり></p> <p data-bbox="823 1279 1222 1314"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p data-bbox="807 1326 1361 1603">第27条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="807 1662 1190 1697">第28条 <現行どおり></p> <p data-bbox="823 1758 1046 1794">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="807 1805 1361 1984">第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p>



現行定款	変更案
<p><u>めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>



現行定款	変更案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条<条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 42 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>第 43 条～第 46 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条<現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>第 39 条～第 42 条 <現行どおり></p>

